にしん

孫のみらい 教育資金贈与専用貯蓄預金

平成25年度税制改正により、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」が創設され、
祖父母等の方からお孫さま等への教育資金の贈与が1,500万円まで非課税となります。

Point1

非課税措置を受けられるのは、
2026年3月31日
までの贈与が対象です。

Point2

受贈者1人あたり
1,500万円までが非課税です。
（塾や習い事など学校等以外は
500万円まで非課税となります。）

Point3

受贈者（お孫さま等）が
30歳になるまでの
教育資金が非課税の対象です。

Point4

払出の際は、教育資金に
充てたことがわかる
領収書等の提出が必要です。

詳しくは、窓口または得意先係にお問い合せください。

西尾信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/nishio/

2023年4月現在

制度の仕組み

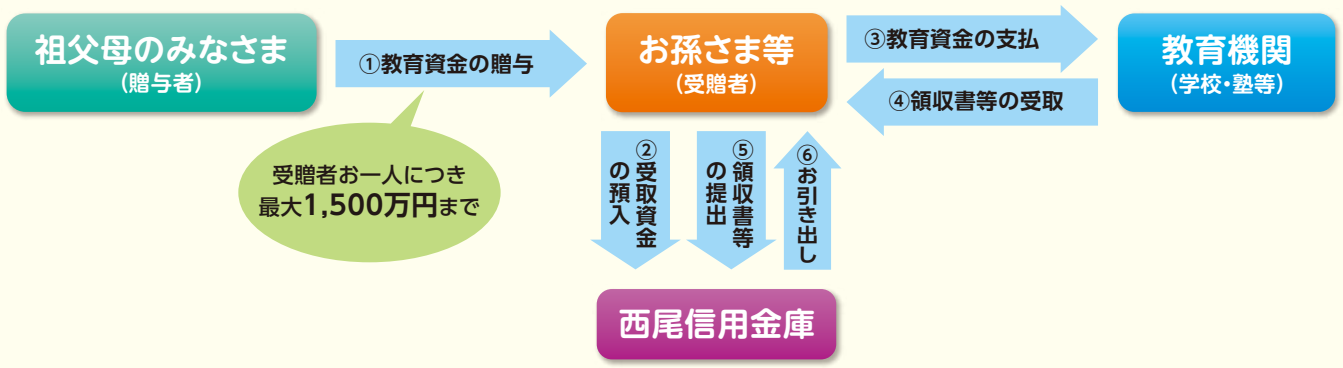

※キャッシュカード、インターネットバンキング、口座振替のお取扱いはできません。
※図は、お客さまが教育資金を支払い後に領収書等を窓口にご提出のうえ、本預金から資金を引き出す手順のイメージです。
なお、本預金からご資金を引き出された後に教育資金として支払いのうえ、領収書等を窓口にご提出いただくことも可能です。

お引き出し～領収書等の提出までの流れ（イメージ図）

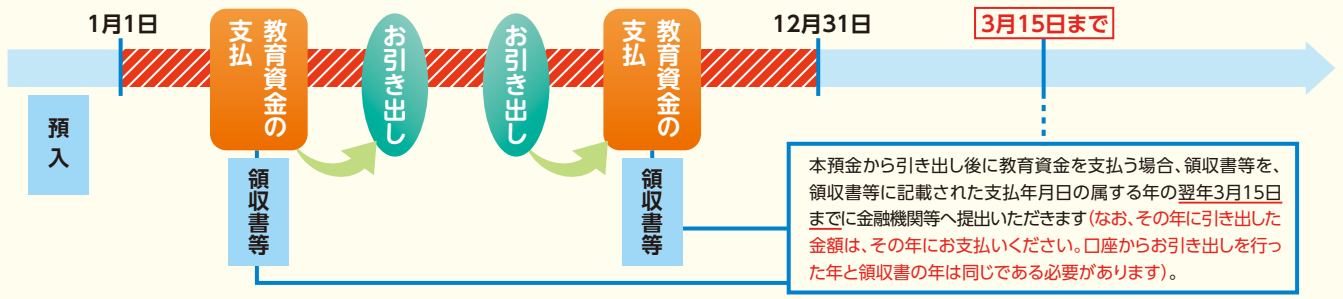

教育資金の範囲

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。
くわしくは文部科学省のホームページにも記載されていますのでご参照ください。

①学校等に対して直接支払われる金銭

学校等※への支払いは上限1,500万円

※学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）等

②学校等以外※の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。

※学校等以外：学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

③対象となる費用 ※領収書が発行されることが必須となります。

・学校等の場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費、通学定期券代、海外留学渡航費等

・学校等以外の場合

学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等
（23歳以上の方が支払うものは非課税の対象外となります。なお、教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練の受講費は、非課税の対象となります。）

教育資金贈与専用貯蓄預金の概要

ご利用いただける方	直系尊属と書面にて贈与契約を締結している30歳未満の個人で、前年の合計所得が1,000万円を超えていない方
対象となる預金	貯蓄預金
適用金利	店頭表示金利
お預入れ期限	2026年3月31日まで
口座開設方法	お近くの西尾信用金庫の窓口でお申込みいただけます。
お預入れ方法	本預金の口座開設店の窓口で申告書等のご提出とともにお預入れできます。
お預入れ金額	10万円以上1,500万円以下
お引き出し方法	窓口で随時お引き出しいただけます。 ※お引き出し方法には、お客さまご自身で教育資金をお支払い後に領収書等を当金庫にご提出のうえ、当該資金を引き出す方法と、口座から引き出し後に教育資金のお支払いをされ、領収書等を当金庫にご提出いただく方法がございます。 ・上記いずれの場合も、教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただきます。なお、その年に引き出した金額は、その年にお支払いください。口座からお引き出しを行った年と領収書の年は同じである必要があります。また、領収書等の提出期限は、教育資金の支払日の翌年3月15日までとなっております。 ・領収書等の提出がないお引き出しや教育資金以外のお引き出し等については非課税措置の適用を受けることができません。
ご解約について	以下のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。ご終了時に残高がある場合は、贈与税が課税されます。 ※教育資金管理特約が終了時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合、その残額に対し、特約が終了した日に属する年に贈与があったものとして贈与税が課せられます。ご預金者が亡くなられたことにより、特約が終了した場合は、贈与税は課せられません。 ①ご預金者（お孫さま等）が30歳になられた場合 （ただし、お孫さま等が学校等への在学等を条件に、最長で40歳までご利用いただけます。） ②ご預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、ご預金者と当金庫との契約終了の合意があった場合
祖父母さま等がお亡くなりになった場合の取扱い	契約期間中に祖父母さま等がお亡くなりになった場合、贈与金額から教育資金支出額を控除した残額に対し、相続税が課税される場合があります。 ●祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当金庫の口座開設店の窓口までお知らせください。 ●教育費用のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は祖父母さま等のお亡くなりになった日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、速やかに当金庫の口座開設店の窓口までご提出ください。

お申し込みの際に必要な書類

お孫さま等および ご来店者さまのご本人確認書類

運転免許証、保険証等

お孫さま等のご印鑑

口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。

戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（原本）

直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さまの直系尊属であることが確認できる戸籍謄本または住民票（写し）等の原本をご提出いただきます。

教育資金非課税申告書（原本）

申告書は当金庫より税務署に提出します。
（申告書は、窓口にもご用意しています。）

お孫さま等の個人番号カード

本預金の口座開設に際し、マイナンバーをご提示いただく必要があります。

お孫さま等の所得証明書類

他のご家族の扶養親族に入っておらず、かつ、前年に収入がある場合、所得証明書類（源泉徴収票、確定申告書等）

贈与契約書（原本）

あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約書を締結していただき、原本をご掲示いただきます。
（贈与契約書の書式は窓口にもご用意しています。）

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」3年間延長に伴う主な変更点（令和5年度税制改正）

1 適用期間の延長

2023年4月1日から2026年3月31日まで3年間の延長

2 相続財産への加算

贈与者である祖父母さま等にご相続が生じた場合、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、ご相続の発生日における教育資金贈与の残額を、お孫さまが相続により取得したものとみなされます。※

3 贈与税の一般税率適用

教育資金贈与の終了時に残高があり、贈与税が課税される場合は、一般税率が適用されます。※

※ 2023年4月1日以後、新規または追加で贈与を行った資金に関して本非課税措置を適用した場合について対象となります。